

保護者各位

## 学校感染症による出席停止の手続きについて

山本学園高等学校

感染症の予防の原則は感染源をなくす感染経路を断つこと、免疫をつくることであるといわれています。

学校では、集団生活を送るなかで、一人の生徒が感染性の細菌やウイルス等を持って登校すると、他の生徒に感染させる可能性が高くなります。集団発生を予防することはもちろんのこと、罹患者の健康状態を悪化させないためにも、早期の受診・早期の治療が大切です。

生徒が、感染症に罹患した場合、学校では、「学校保健安全法」に基づき「出席停止」を命ずることになっています。学校を休むこととなりますが、欠席扱いにはなりません。

治療を受けている医師から感染の恐れがないと診断され、登校許可が出た時点で登校が可能となります。

学校感染症の疑いがあるときは、

- ① 別紙の「学校における予防すべき感染症」罹患証明書を持参して医療機関を受診して下さい。
- ② 学校感染症と診断された場合は、医療機関から持参した罹患証明書に必要事項の記入をお願いして下さい。
- ③ 直ちに学校に連絡を下さい。
- ④ 治療に専念し完治後は罹患証明書を必ず持参し登校して下さい。

別紙の「学校における予防すべき感染症」罹患証明書は、本校のホームページの「在校生・保護者の方へ」のバナーからダウンロードして印刷することができます

